

(案)

工 事 請 負 契 約 書

1 工 事 名 三 条 テ ク ノ ス ク ー ル 生 産 シ ス テ ム 科 実 習 場 集 塵 機 更 新 工 事

2 工 事 場 所 新 潟 県 三 条 市 柳 沢 353 番 地 2 新 潟 県 立 三 条 テ ク ノ ス ク ー ル

3 工 期 等

(1) 工 事 期 間 契 約 締 結 の 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で

(2) 着 手 期 限 契 約 締 結 の 日 か ら 起 算 し て 7 日 以 内

(3) 完 成 期 限 令 和 9 年 3 月 31 日 (工 事 期 間 の 最 終 日)

4 請 負 代 金 の 額 ¥

(う ち 取 引 に 係 る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額 ¥)

5 請 負 代 金 の 支 払

(1) 前 払 金 し ない

(2) 部 分 払 し ない

6 契 約 保 証 金 ¥

7 解 体 工 事 に 要 す る 費 用 等 該 当 な し

8 権 利 義 務 の 譲 渡

受 注 者 は、こ の 契 約 に よ り 生 ず る 権 利 又 は 義 務 を 第 三 者 に 譲 渡 し、又 は 承 継 さ せ て は な ら ない。た だ し、発 注 者 の 書 面 に よ る 承 諾 を 得 た 場 合 は、こ の 限 り で ない。

9 そ の 他

上 記 の 工 事 の 施 工 に つ い て は、本 契 約 書 の 上 記 条 件 以 外 は、新 潟 県 財 務 規 則 及 び 同 規 則 別 記 建 設 工 事 請 負 基 準 約 款 並 び に 本 契 約 書 添 付 の 仕 様 書 に よ っ て、工 事 請 負 契 約 を 結 び、契 約 の 証 と し て 本 書 2 通 を 作 成 し、当 事 者 双 方 記 名 押 印 し て、そ れ ぞ れ 1 通 を 保 有 す る。(本 書 を 電 磁 的 記 録 で 作 成 す る 場 合 は、当 事 者 双 方 が 電 子 署 名 を 行 い、各 自 そ の 電 磁 的 記 録 を 保 管 す る。)

令 和 8 年 月 日

発 注 者 新 潟 県 三 条 市 柳 沢 353 番 地 2
新 潟 県
新 潟 県 立 三 条 テ ク ノ ス ク ー ル 校 長 本 間 雅 人

印

受 注 者 住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 名

印

注 1 4 の () 内 は、受 注 者 が 消 費 税 課 税 事 業 者 の 場 合 に 記 入 す る こ と。
2 7 の 別 紙 は、建 設 工 事 が 建 設 工 事 に 係 る 資 材 の 再 資 源 化 等 に 関 す る 法 律 (平 成 12 年 法 律 第 104 号) 第 9 条 第 1 項 に 規 定 す る 対 象 建 設 工 事 の 場 合 に 添 付 す る こ と。